

○ 医療法（抄）

（昭和 23. 7. 30 法律 205）

（都道府県医療審議会）

第 71 条の 2 この法律の規定によりその権限に属された事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。

2 都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 医療法施行令（抄）

（昭和 23. 10. 27 政令 326）

（都道府県医療審議会）

第 5 条の 16 都道府県医療審議会（以下「審議会」という。）は、委員 30 人以内で組織する。

第 5 条の 17 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

第 5 条の 18 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

第 5 条の 19 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員 10 人以内を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

第 5 条の 20 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第 5 条の 21 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

5 第 5 条の 18 第 3 項及び第 4 項の規定は、部会長に準用する。

第 5 条の 22 第 5 条の 16 から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

○ 岩手県医療審議会部会設置運営要領

（昭和 61. 11. 17 岩手県医療審議会決議）

（部会の設置）

第 1 医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 5 条の 21 第 1 項の規定に基づき、岩手県医療審議会（以下「審議会」という。）に、次に掲げる部会（以下「部会」という。）を置く。

(1) 医療計画部会

(2) 医療法人部会

（所掌）

第 2 部会は、次の事項を調査審議する。

(1) 医療計画部会 医療計画に関すること。

(2) 医療法人部会 医療法人に関すること。

（諮問の付議）

第 3 会長は、医療計画及び医療法人に関して岩手県知事の諮問を受けたときは、当該諮問を部会に付議することができる。

（招集）

第 4 部会は、部会長が招集する。

（定足数）

第 5 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

（議決）

第 6 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（部会の決議）

第 7 部会の決議は、会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる。

（庶務）

第 8 医療計画部会及び医療法人部会の庶務は、保健福祉部医療政策室において処理する。

（雑則）

第 9 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、昭和 61 年 11 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 10 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 11 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 11 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 9 月 25 日から施行する。